

平成 29 年度（実施分）主な税制改正のお知らせ

1 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられることとなりました。平成 28 年分については、給与収入 1, 200 万円以上の場合の給与所得控除額が 230 万円となります。

なお、平成 29 年分以後は、1, 000 万円以上の場合の給与所得控除額が 220 万円となります。

	平成 28 年度以前	平成 29 年度	平成 30 年度以降
上限が適用される給与収入額	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
給与所得控除の上限額	245 万円	230 万円	220 万円

2 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の義務化

平成 29 年度の市民税・県民税の申告から、日本国外に居住する親族を扶養親族とする場合には、以下の書類の添付等が義務化されました。

なお、給与等の年末調整や公的年金受給者で国外居住親族に係る「親族関係書類及び送金関係書類」を扶養控除等申告書に添付又は提示している場合には、市民税・県民税の申告の際に別途添付又は提示する必要はありません。

(1) 親族関係書類	
日本人である親族	戸籍の附票の写しや国又は地方公共団体が発行した書類と、当該国外居住親族の旅券の写し。
外国人である親族	外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類で、その者の氏名、生年月日及び住所（居所）の記載があるもの。（出生証明書や婚姻証明書など）
(2) 送金関係書類	
外国送金依頼書の控え又はクレジットカード明細書など	

※ (1)・(2) の書類については、外国語で作成されている場合には、日本語訳されたものが必要です。

3 金融所得課税の一体化等による改正

公社債について、特定公社債と一般公社債等に区分した上で、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得については申告分離課税とし、これらの所得間並びに上場株式等の配当及び譲渡所得との損益通算と繰越控除が可能となりました。

なお、従来可能であった「上場株式等」と「一般株式等（未上場株式等）」の間での損益通算ができなくなりました。

※特定公社債とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債などをいいます。

【概要図】

平成28年度（改正前）			平成29年度以降（改正後）		
未公開株式等に係る譲渡所得等	非上場株式の譲渡益（損）	➔	一般株式等の譲渡	一般株式等に係る譲渡所得等※	特定公社債以外の公社債、私募公社債投信の譲渡益（損）、非上場株式等の譲渡益（損）
非課税所得	公社債、公社債投信の譲渡益（損）				
上場株式等に係る譲渡所得等	上場株式、株式投信の譲渡益（損）	➔	上場株式等の譲渡	上場株式等に係る譲渡所得等	特定公社債、公募公社債投信の譲渡益（損）・償還益（損）、上場株式、公募株式投信の譲渡益（損）
配当所得（申告分離課税を選択したもの）	上場株式の配当 公募株式投信の収益分配金				
利子所得 （源泉分離課税）	公社債の利子、 公社債投信の収益分配金	➔	上場株式等の配当等	配当所得（申告分離課税を選択したもの）	上場株式の配当 公募株式投信の収益分配金
				利子所得	特定公社債の利子、公募公社債投信の収益分配金
		➔		利子所得 （源泉分離課税）	特定公社債以外の公社債の利子、私募公社債投信の収益分配金

損益通算可能

※同族会社が発行した社債に係る一定のものは、総合課税となります。

4 上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の措置

特定上場株式等の配当所得及び上場株式等の譲渡所得については、総合課税、申告不要（源泉徴収のみ）、申告分離課税のいずれかを選択できますが、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告書が提出された場合には、個人住民税の申告書に記載された事項を基に課税できることが明確化されました。